

監査公表第1号
令和7年1月15日

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 島津 幸男

財政援助団体等監査の結果報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

- (1) 公益財団法人周南市文化振興財団
- (2) 本市主管課（文化スポーツ観光部文化振興課）

2 監査の範囲

(1) 保管金等監査

令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）末及び令和6年7月末日時点の預金等の実在性の確認と現金や預金等の管理に関する事務

(2) 出納事務監査

原則として令和5事業年度の決算及び令和6事業年度の一部に係る出納その他の事務

3 保管金等監査の実施日

令和6年9月3日

4 出納事務監査の実施期間

令和6年8月23日から12月18日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

(1) 文化スポーツ観光部文化振興課

ア 出納事務監査について

①	指摘事項	個人情報の保護に関する法律や本市の条例の改廃により必要となる文化振興財団の規程の見直しについて、適切な指導がされていなかった。
	措置状況	今後は、文化振興財団の法制執務についての情報共有を適宜に行い、適切な指導を徹底いたします。
②	指摘事項	指定管理に関する事業計画書について、基本協定書において定められた期日までに受理されていなかった。
	措置状況	今後は、事業計画書の提出について定められた期日までに行うよう指示し、基本協定書に基づいた事務処理を徹底いたします。
③	指摘事項	指定管理施設における自主事業の実施について、事前の承認を行っていなかった。
	措置状況	今後は、自主事業の事業計画書について事前に提出するよう指示し、基本協定に基づいた事務処理を徹底いたします。
④	指摘事項	指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していなかった。
	措置状況	保険証書の提出を受け加入内容等の確認を行いました。今後は、適切な事務処理を徹底いたします。
⑤	指摘事項	指定管理施設における管理業務について、市が行うべき施設改修を文化振興財団が第三者へ委託して実施することを把握していたにもかかわらず、適切な指導がされていないものがあつた。
	措置状況	今後は、リスク分担による施設改修や第三者委託の場合の事前承認について適正な判断と指導を行い、基本協定書に基づいた事務処理を徹底いたします。

イ 不祥事に関する監査について

①	指摘事項	令和5年10月13日付けで文化振興財団に対し改善指示書を発し、当該改善指示に対する実地調査を令和6年1月22日に実施され、当該調査の報告を行っておられるが、一部の事務の執行について十分な説明を受けないままで結論付けをした報告書となつていた。
	措置状況	今後は、文化振興財団の財務事務等について正確な把握と分析に努め、適切な指導を徹底いたします。